

### 3 平常時の対策(災害予防計画)

#### ●自主防災組織の育成強化

災害時は、初期消火、救出・救助、応急医療、避難行動要支援者の支援等、地域での自主的な活動が重要です。

町は、自主防災組織代表者等で構成される瑞穂町自主防災組織連絡協議会（平成21年結成）の活動を支援し、自主防災組織の活性化を図っています。

毎年9月には、自主防災組織と町が協働で企画立案を行い、住民参加による総合防災訓練を実施しています。



訓練内容等を決める総合防災訓練会議

#### ●防災知識の普及啓発

町は、土砂災害警戒区域、残堀川浸水想定区域、避難情報、防災知識等を掲載した「防災ハザードマップ」を作成し、配布しています。このマップは、ホームページからダウンロードできます。

また、防災訓練、広報、各防災情報サービス等により、防災情報を提供しています。

#### ●避難所等

町は、住民の安全及び避難生活場所を確保するため、次の避難所等を指定しています。防災ハザードマップには、避難所等の情報が掲載されています。

指定緊急避難場所	命を守るために緊急的に避難する施設又は場所です。 台風の接近時等の事前避難にも使用します。
指定避難所	避難した住民等が滞在し、又は家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設です。
広域避難場所	延焼火災により、地域全体が危険な場合に避難する場所です。
一時避難場所	延焼火災等から一時的に身を守るために避難する場所です。
福祉避難所	避難所等での生活が困難な要配慮者を受け入れる施設です。

#### ●食料・物資の備蓄

町は、災害発生当初の食料・物資の確保が困難な事態に備えて、立川断層帯地震の最大避難者を基準として、防災備蓄倉庫に食料、飲料水、物資等を備蓄しています。なお、各家庭及び事業所においては、自助として3日分程度、できれば1週間分の備蓄をお願いしています。



#### ●避難行動要支援者の支援体制の構築

町は、災害時に自力で避難することが困難な要配慮者<sup>※1</sup>を支援するため、「瑞穂町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、避難行動要支援者<sup>※2</sup>の名簿を作成しています。

この名簿は、避難等に特に支援を要する方の名簿で、平常時は町が管理するとともに、避難支援関係者に副本を配布し、災害発生時に活用します。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設の入所者等の安全を確保するため、避難確保計画の作成等を支援しています。

※1 要配慮者：高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者

※2 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

### 4 災害発生時の対策(災害応急対策計画)

#### ●町の活動体制

災害対策本部は、災害対策を実施するため、町長を本部長として役場に設置される組織です。

町は、震度6弱以上の地震等、多数の被害が予想される場合に災害対策本部を設置します。震度5強・弱の地震、又はそれ未満であっても被害情報等がある場合は、あらかじめ定められた職員を配備して、災害対策本部に準じた活動を行います。

風水害の場合は、気象警報、残堀川等の水位、災害の状況等に応じて、地震と同様の体制で活動を行います。

#### ●広報・広聴活動

災害時には、防災行政無線、ホームページ、メール配信サービス、広報車、広報紙の発行等により、住民に情報提供するほか、役場に災害相談総合窓口・コールセンターを設置し、被災者の相談、各種支援等を行う体制をとります。

なお、大雨時は、気象庁、川の防災情報(国土交通省)、町で設置している気象観測装置「POTEKA」等から雨量情報等を入手することができます。

#### ●避難活動

台風の接近時等、災害発生が予想される場合は、事前に「自主避難の呼び掛け」「高齢者等避難」の発令を行い、指定緊急避難場所を開設します。

土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、警戒レベルとともに「避難指示」を発令し、土砂災害警戒区域及び浸水予想区域内の住民に避難を呼びかけます。

避難情報は、防災行政無線、ホームページ、メール配信サービス、広報車等を使って伝達します。また、地震による延焼火災、危険物の漏出等の場合も「避難指示」を発令します。



警戒レベル	状況	行動を促す情報(発信元)	住民がとるべき措置
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保(町)	命の危険 直ちに安全確保
4	災害のおそれ高い	避難指示(町)	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(町)	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)	災害への心構えを高める

#### ●避難所の開設・運営

自宅が被災し、生活することが困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設します。避難生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした避難者自身による自主運営を基本とします。

その運営に当たっては、女性の参画、男女双方の視点の配慮、新型インフルエンザ等感染症等への対応、プライバシーの保護、スフィア基準<sup>\*</sup>等に基づく避難所の質の向上を目指します。

避難所生活が困難な要配慮者には、二次避難所(福祉避難所)を開設し、受け入れます。

また、避難所以外の車中・テント泊、在宅等で避難生活をしている被災者にも情報提供等に努めます。

<sup>\*</sup>災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準で、給水、衛生・衛生促進、食料安全保障と栄養、避難所・避難先の居住地、保健医療について定められています。

# 瑞穂町地域防災計画（概要版）

令和8年3月改定

## ●医療救護体制

多数の傷病者が発生した場合は、災害発生から72時間以内を目途として公立福生病院に設置される緊急医療救護所の他、保健センターに医療救護所を設置し、トリアージ、軽症者への応急手当等を行います。救護体制が不足する場合は、西多摩地域災害医療コーディネーター<sup>\*</sup>及び都に応援を要請します。

傷病者のうち重症者・中等症者は、災害拠点病院（公立福生病院等）、災害拠点連携病院（目白第二病院等）に搬送します。

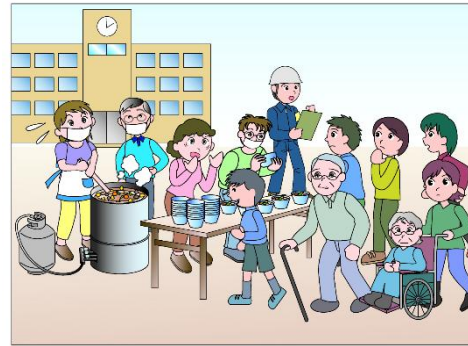
避難生活が長期化する場合は、巡回による健康相談、避難所の衛生管理等の保健衛生活動を行います。

<sup>\*</sup>医療救護に必要な情報を集約、一元化し、医療救護活動を統括・調整する医師で、市立青梅総合医療センターに設置されます。

## ●飲料水・食料・物資の供給

断水した時は、備蓄水、避難所の応急給水栓、石畑給水所（給水拠点）等で給水を行います。

食料・物資は、家庭内備蓄を活用するほか、町・都の備蓄から供給します。その後、都、協定締結事業者等からの調達、救援物資等の受入れ、自衛隊等の炊き出し支援等により供給します。



## ●災害廃棄物処理

災害で発生した廃棄物は、「生活ごみ」「避難所ごみ」「し尿」「災害廃棄物」に区分し、処理します。

特に、自宅の片付けにより排出されるごみ、家屋解体等による災害廃棄物は、仮置場を設置して集積し、分別をして処理します。

## ●住家の被害認定調査・り災証明書の発行

住家の被害状況を把握し、り災証明を発行するために被害認定調査を実施します。この調査結果を基に、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、り災証明書を発行します。

## ●富士山降灰対策

富士山が噴火した場合、町域には2cm～10cmの降灰が想定されています。このような場合は、降灰及びライフライン等の状況等により、自宅での生活継続又は在宅避難の措置をとります。

## 5 災害の復興(災害復興計画)

大規模災害により甚大な被害が発生した場合は、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、復興基本方針を策定します。

この方針に基づき、復興計画及び特定分野計画を策定し、都市復興、生活復興等を推進します。



### 瑞穂町地域防災計画(概要版)

瑞穂町防災会議 令和8年3月発行  
事務局 瑞穂町 協働推進部 安全・安心課 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2335 番地  
電話 042-557-7610

## 1 地域防災計画とは

### ●地域防災計画の目的

瑞穂町地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、瑞穂町防災会議が作成した計画で、瑞穂町(以下「町」という。)、東京都(以下「都」という。)、防災機関、住民等が連携し、地震災害、風水害等の自然災害及び大規模事故災害から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

瑞穂町防災会議は、地域防災計画の作成及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を図るために設置され、町長を会長として、町、都、警察、消防、関係機関等の職員で構成されています。

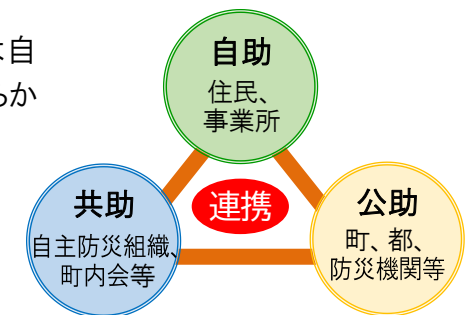
### ●地域防災計画の構成

地域防災計画は、次のとおり構成されています。

第1編 総則・予防計画	計画の方針、防災機関、住民等の役割、平常時に行う災害への備え等
第2編 地震災害対策計画	地震に対する災害応急・復旧対策、災害復興対策等
第3編 風水害等対策計画	水害、土砂災害等に対する災害応急・復旧対策、災害復興対策等
第4編 火山災害対策計画	富士山噴火等の降灰に対する災害応急対策等
第5編 大規模事故災害対策計画	危険物事故、航空機事故等に対する災害応急・復旧対策等
資料編	災害対策に係る資料

### ●基本理念

地域防災計画は、自らの生命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政による「公助」が、それぞれの責務と役割を明らかにし、連携を図っていくことを基本理念としています。



## 2 災害の想定

### ●地震

直下型地震として町直下で発生する「立川断層帯地震」(マグニチュード7.4、町域の震度7)、海溝型地震として南海トラフを震源域とする「南海トラフ巨大地震」(マグニチュード9.0、町域の震度5弱)を想定しています。

### ●水害・土砂災害・火山災害

大雨による残堀川・不老川流域での浸水、都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域での土砂災害、富士山噴火による降灰を想定しています。

### ●大規模事故等

危険物取扱施設等における危険物漏洩、爆発等の事故、危険物輸送車両・航空機・鉄道事故及びガス事故を想定しています。